

半田市

木造建築物取壊工事費補助金

のご案内

地震発生時における建築物等の倒壊による二次災害の軽減を図るため、耐震性のない木造住宅の取壊工事を行う場合、費用を補助します。

対象 次の①と②両方を満たす木造住宅（延べ面積10㎡未満のものを除く）

- ① 木造住宅耐震診断などで耐震性がないと診断されたもの
または 劣化が著しい住宅と判断されるもの
- ② 倒壊した際に道路や隣地に被害をもたらすおそれのあるもの

補助を受けることができる方

取壊工事の補助対象となる木造住宅 1 棟の所有者（または同等の権利を有する方）で次の A と B の両方に該当する方

- A. 税金の滞納がない方
- B. 暴力団員でない方

着工前に申請が必要です！！

補助金額

1 棟あたり **上限20万円**

（取壊費用が20万円に満たない場合は取壊費用相当額）



その他

取壊後、1年以内に建替える場合は対象外となります。
詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先

半田市役所

建築課 建築指導担当

☎0569-84-0671